

○津山工業高等専門学校ロボコン支援室規程

平成 29 年 3 月 21 日
規 程 第 4 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に，学生の NHK ロボットコンテスト（以下「ロボコン」という。）出場を支援するため，津山工業高等専門学校ロボコン支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 支援室は，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ロボコン出場チームの活動場所の確保・整備
- (2) ロボコン出場チームのロボット作成に関する助言
- (3) ロボコン出場チームへの本校技術部による支援に関する調整
- (4) ロボコン出場チームへの外部コーチその他による支援に関する調整
- (5) その他ロボコンに関する事項

(組織)

第 3 条 支援室は，次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 支援室長
- (2) 副支援室長
- (3) 支援室員

2 前項第 1 号に掲げる支援室長は校長が指名する。

3 前項第 2 号に掲げる副支援室長及び第 3 号に掲げる支援室員は，支援室長が指名する。

(任期)

第 4 条 室員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず，室員に欠員が生じた場合の後任の任期は，前任者の残任期間とする。

(ロボコン支援室会議)

第 5 条 支援室に，第 2 条に掲げる業務について審議するため，ロボコン支援室会議（以下「支援室会議」という。）を置き，第 3 条第 1 項各号に掲げる室員をもって組織する。

2 支援室会議に議長を置き，支援室長をもって充てる。ただし，議長に事故があるときは，副支援室長がその職務を代行する。

- 3 議長が必要と認めたときは、室員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。